

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
02.03 項	<p>1. 豚の枝肉及び半丸枝肉の解釈について</p> <p>と体をはく皮又ははく毛し、内臓その他を除去したものを「枝肉」といい、当該「枝肉」をせきついの中央にそって半体に切断したものを「半丸枝肉」という（頭があるかないかを問わない）。骨の一部又は全部を除いたもの、体表面の脂肪を除去し又は整形したもの、くず肉に属さない部位肉の一部を除去したもの及び胴で切断して 2 分割したもの等は「枝肉及び半丸枝肉」に該当しない。</p>	02.03 項	<p>1. 豚の枝肉及び半丸枝肉の解釈について</p> <p><u>豚肉について差額関税制度を設定している趣旨から、関税率表第 0203.11 号及び第 0203.21 号の「枝肉及び半丸枝肉」は、原則として、畜産物の価格安定に関する法律施行規則別表第 1 に定める方法により整形した豚肉をいうものとする。</u></p> <p>具体的には、<u>と体をはく皮又ははく毛し、内臓、頭部その他を除去したものを「枝肉」といい、当該「枝肉」をせきついの中央にそって半体に切断したものを「半丸枝肉」という。骨の一部又は全部を除いたもの、体表面の脂肪を除去し又は整形したもの、くず肉に属さない部位肉の一部を除去したもの及び胴で切断して 2 分割したもの等は「枝肉及び半丸枝肉」に該当しない。</u></p>